

各県立学校長 殿

教 育 長

「熱中症特別警戒アラート」発表時の県立学校の対応について（通知）

「熱中症特別警戒アラート（以下、「特別警戒アラート」という。）」については、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合、環境省が前日14時に発表するものであり、令和6年度に創設され、現在運用されているところです。特別警戒アラートは、県内全ての暑さ指数情報提供地点（山形県は20箇所）において、暑さ指数（WBGT）の最高値が35（予測値）に達する場合に発表されることとなっています。（【参考】環境省熱中症予防情報サイト：

<https://www.wbgt.env.go.jp/>）

特別警戒アラートの発表は、全国的にまだありませんが、昨今は異常とも言える高温が続き、熱中症警戒アラートは、今年度、本県に13回発表（～8月31日）されているところであり、今後、特別警戒アラートが発表される可能性や県内の情報提供地点によっては暑さ指数が35を超えるような予測が発表される場合も想定されます。

については、特別警戒アラートが本県に発表された場合、または学校所在地の直近の情報提供地点において暑さ指数の予測値が35以上の場合には、下記の事項に御留意のうえ、各学校において適切に対応いただくようお願いします。

記

1 熱中症特別警戒アラートの発表等に伴う県立学校での教育活動について

(1) 特別警戒アラートが本県に発表された場合（前日14:00時点）

- ・ 翌日の学校教育活動については、各学校の状況に応じて、オンラインでの授業等の実施を検討する。
- ・ オンラインでの授業等を実施できない場合や登下校を含め児童生徒の安全が確保できない場合には、校長は臨時休業の検討を行う。
- ・ 臨時休業を行う場合には、自宅学習ができる環境を整えるなど、できる限り学びの保障を行うこと。
- ・ 原則、部活動（外部施設での練習や練習試合を含む）は行わない。
- ・ 学校管理下での部活動等の大会やコンクールなどへの参加については、会場等にエアコンの設置などの環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できるなど、熱中症対策が徹底されていることなどを総合的に勘案し、学校長が認めることができる。

(2) 学校所在地の直近の情報提供地点において、暑さ指数35以上の予測（前日17:00、当日5:00時点）が発表された場合

- ・ 上記1－(1)の対応に準ずること。

2 学校での事前準備について

- ・ 特別警戒アラートが発表された場合等の対応について、事前に児童生徒、保護者等へ周知するとともに、特別警戒アラートが実際に発表された際の周知方法等についても確認すること。
- ・ 緊急時にもできる限り学びを継続できるよう平時から環境整備に努めること。

【 担 当 】

教育局

高校教育課	課長補佐（教育担当）	黒沼 直洋（TEL 023-630-3106）
特別支援教育課	課長補佐（教育担当）	大内慎之介（TEL 023-630-2873）
学校体育保健課	課長補佐（学校体育・部活動改革推進担当）	佐藤 英史（TEL 023-630-2892）
学校体育保健課	課長補佐（保健・食育担当）	横尾 保年（TEL 023-630-2892）